

特定教育・保育施設等確認指導 監査基準(保育所・認定こども園)

No.	項目	確認監査資料	指導監査事項	根拠法令	チェックの視点	確認方法	文書指摘	口頭指摘	助言指導
1	認可	1ページ	子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第34条第1項に規定する「教育・保育施設の認可基準」を遵守し、認可又は認定を受けている。	法第34条第1項	・県からの認可・認定を受けたことを証する書類があるか	・認可指令書・認定通知等を確認		・県からの認可・認定を受けたことを証する書類がない	
2	一般原則	1ページ	(1) 良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指している。	条例第3条第1項	・施設の保育理念・保育方針・保育目標などに記載されているか	・運営規程(園規則)、全体的な計画等に記載されている保育理念等を確認	・全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものとなっていない		
			(2) 利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重し、常に小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めている。	条例第3条第5項	・24教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則、25虐待等の禁止の欄と同じ	・24教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則、25虐待等の禁止の欄で確認	・子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って教育・保育を提供するように努めていない		
			(3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供者等との密接な連携に努めている。	条例第3条第6項	・11小学校等との連携、30地域との連携等の欄と同じ	・11小学校等との連携、30地域との連携等の欄で確認	・地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、各保育等関係者との密接な連携に努めていない		
			(4) 利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めている。	条例第3条第7項	・21勤務体制の確保等(3)、25虐待等の禁止の欄と同じ	・21勤務体制の確保等(3)、25虐待等の禁止の欄で確認	・人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備、研修等の措置が不十分である		
3	利用定員	1ページ	特定教育・保育施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めている。 ※ 3号認定子どもの区分にあつては、0歳と1～2歳に区分すること。 (1) 認定こども園 利用定員の数は、20人以上 1号・2号・3号認定子どもの区分 ※ 3号認定子どもの区分を設けないことができる。 ※ 幼保連携型認定こども園に限り、1号認定子どもの区分を設けないこともできる。 (2) 幼稚園 1号認定子どもの区分 (3) 保育所 利用定員の数は、20人以上 2号・3号認定子どもの区分	条例第4条	・20運営規程(6)の欄と同じ	・20運営規程(6)の欄で確認		・3号認定子どもの区分で利用定員を定めていない	
4	内容及び手続きの説明及び同意	1ページ	特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。))に対し、条例第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、条例第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書(重要事項説明書)を交付して説明を行い、同意を得ている。 ※ 保護者からの申出があつた場合には、文書の交付に代えて、保護者の承諾を得て、電磁的方法により提供することができる。この場合は、当該文書を交付したものとみなす。	条例第5条、第53条	・重要事項を記載した文書により保護者に説明しているか ・保護者の同意を得ているか(同意は、文書によることを要しない)	・重要事項説明書の有無の確認 ・重要事項説明書の記載内容の確認 ・運営規程(園規則)の記載内容との一致を確認 ・(整備されている場合には)同意書の確認 ・保護者への説明、同意について聞き取り	・重要事項を記載した文書がない ・保護者に説明していない ・保護者から同意を得ていない		
5	正当な理由のない提供拒否の禁止等	2ページ	(1) 教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んでいない。 ※ 私立保育所は対象外	法第33条第1項 条例第6条第1項 附則第2項	・正当な理由なく利用申込みを拒否していないか ※正当な理由とは ①定員に空きがない場合 ②定員を上回る利用の申込みがあつた場合 ③その他特別な事情がある場合 特別な支援が必要な子どもの状況と施設、事業の受入れ能力・体制との関係 ・利用者負担の滞納との関係 ・設置者・事業者による道園標準地域の設定との関係 ・保護者とのトラブルとの関係 (事業者向けFAQより)	・聞き取り、拒否した事例がある場合は、正当な理由に当たるか確認	・正当な理由なく利用申込みを拒否している		
			(2) 【定員を上回る利用の申込みがあつた場合の選考(1号認定子ども)】 利用定員を超える利用申込みがあつた場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考している。 また、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行っている。 ※ 保育所・1号認定子どもの受け入れをしない認定こども園は対象外	法第33条第2項 条例第6条第2,4項	・公正な方法により選考を行っているか ・選考方法を保護者に明示しているか(募集要項、ホームページ等)	・選考方法が記載された書類の確認	・選考方法が公正でない ・明示された選考方法に則って選考していない ・選考方法が明示されていない		
			(3) 【定員を上回る利用の申込みがあつた場合の選考(2号・3号認定子ども)】 利用定員を超える利用申込みがあつた場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう選考している。 また、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行っている。 ※ 児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替え)の規定により、当分の間、保育の必要性がある子ども(2号・3号認定子ども)については、市が選考(利用調整)することになっているため、読み替え規定が存在する限り、適用除外。	条例第6条第3,4項 児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替え)	※当面の間適用除外	※当面の間適用除外	※当面の間適用除外	※当面の間適用除外	
			(4) 教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じている。 ※ 私立保育所は対象外	条例第6条第5項 附則第2項	・自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合に、他施設を紹介する等の適切な措置を講じているか	・聞き取り	・自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合に、他施設を紹介する等の措置を講じていない		

特定教育・保育施設等確認指導 監査基準(保育所・認定こども園)

No.	項目	確認監査資料	指導監査事項	根拠法令	チェックの視点	確認方法	文書指摘	口頭指摘	助言指導
6	あっせん、調整及び要請に対する協力	2ページ	(1) 【市が行うあっせん及び要請への協力】 当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力している。 ※ 私立保育所は対象外	法第42条第2項 条例第7条第1項 附則第2項	・市が行うあっせん・要請に、できる限り協力しているか	・聞き取り		・市が行うあっせん・要請に、協力していない	
			(2) 【利用調整への協力】 2号・3号認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力している。 ※ 私立保育所・幼稚園は対象外	条例第7条第2項 附則第2項	・市が行う調整・要請に、できる限り協力しているか	・聞き取り		・市が行う調整・要請に、協力していない	
7	私立保育所の委託拒否の禁止	2ページ	市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んでいない。 ※ 認定こども園・幼稚園・公立保育園は対象外	附則第3項	・正当な理由なく委託を拒否していないか	・聞き取り	・正当な理由なく委託を拒否している		
8	受給資格等の確認	2ページ	利用開始に際し、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証や通知によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量(保育標準時間、保育短時間)等を確かめている。	条例第8条	・支給認定証や通知の内容を確認しているか	・聞き取り		・支給認定証や通知の内容を確認していない	
9	教育・保育給付認定の申請に係る援助	2ページ	(1) 教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行っている。	条例第9条第1項	・教育・保育給付認定申請の援助を行っているか	・聞き取り		・教育・保育給付認定申請の援助を行っていない	
			(2) 教育・保育給付認定の変更の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っている。 ※ 緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。	条例第9条第2項	・教育・保育給付認定更新の援助を行っているか	・聞き取り		・教育・保育給付認定更新の援助を行っていない	
10	子どもの心身の状況等の把握	2ページ	特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めている。	条例第10条	・子どもの健康状態や家庭環境、他の施設の利用状況を把握しているか ・アレルギーに関して適切な把握が行われているか ・入所後の子どもの健康に関して、予防接種や既往歴等を適宜追記する等、継続的に子どもの心身の状況を把握しているか ・入所時の健康診断を適切に行っているか	・把握方法(健康診断・連絡帳・児童票・健康の記録等)、他の施設の利用状況を確認 ・アレルギーに関しては聞き取り(具体的な配慮も含む)と生活管理指導票(代わる書類)で確認	・子どもの入所時の健康診断を実施していない ・定期健康診断を年2回実施していない(回数が不足している場合も含む)	・子どもの心身の状況、置かれている環境、他の施設の利用状況等を把握していない ・子どもの入所時の健康診断が遅延していた ・施設として歯科検診を実施していない	・子どもの心身の状況、置かれている環境、他の施設の利用状況等の把握が不十分である
11	小学校等との連携	3ページ	特定教育・保育の提供の終了に際しては、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めている。	条例第11条	・教育・保育の提供の終了に際して、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、情報提供及び密接な連携に努めているか ・小学校との連携はとれているか(子どもの就学に際し、子どもの育ちを支えるための資料を小学校に送付する等)また、資料に含められない内容は口頭で引き継いでいるか	・聞き取り ・保育要録・指導要録の確認			・情報の提供及び密接な連携に努めていない ・子どもの育ちを支えるための資料を送付していない
12	教育・保育の提供の記録	3ページ	特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録している。 ※ いわゆる「保育日誌」などを活用した日々の記録。	条例第12条	・記録(児童票・保育日誌・出席簿等)等について適切に行われているか	・記録の有無を確認 ・子どもの処遇(継続的な成長・発達)を明らかにする記録があるか	・児童票、保育日誌など子どもの処遇を明らかにする記録を作成していない	・児童票、保育日誌など子どもの処遇を明らかにする記録が作成されていない事例がある	・児童票、保育日誌など子どもの処遇を明らかにする記録の内容が不十分である

特定教育・保育施設等確認指導 監査基準(保育所・認定こども園)

No.	項目	確認監査資料	指導監査事項	根拠法令	チェックの視点	確認方法	文書指摘	口頭指摘	助言指導	
13	利用者負担額等の受領	3ページ 4ページ	(1)	【保育料(利用者負担額)の徴収】 特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払を受けている。 ※ 私立保育所は対象外	条例第13条第1項 法附則第6条第1項	・保護者から支払いを受ける保育料の支払い時期は決まっているか ・支払い状況、支払額を適切に管理しているか ・年度途中の変更を適正に処理しているか	・利用者負担額の支払に係る書類の確認	・保育料の管理をしていない ・保育料が市町村が定めた金額と相違する ・必要な年度途中の変更をしていない	・保育料の支払い時期が決まっていない ・保育料の管理が不適切である ・年度途中の変更の管理が不適切である	
			(2)	【特定負担額の徴収(上乗せ徴収)】 特定教育・保育の提供に当たって、教育・保育の質の向上を図るために必要であると認められる対価について、特定教育・保育費用基準額(公定価格)と教育・保育の質の向上を図るために要する費用との差額に相当する金額の範囲内で教育・保育給付認定保護者から支払を受けている。 また、当該支払を受ける場合、金銭の使途及び額並びに金銭の支払を求める理由について教育・保育給付認定保護者へ書面等又は電磁的記録により事前説明をし、書面等又は電磁的記録による同意を得ている。 ※ 私立保育所に限り、当該支払を受けることについて、市の同意を得ていること。	条例第13条第3.6項 附則第2項	・特定負担額(上乗せ徴収)として適切な費用か ・保護者に書面等又は電磁的記録により事前説明を行い、書面等又は電磁的記録による同意を得ているか ・市の同意を得ているか(私立保育所のみ)	・特定負担額(上乗せ徴収)に係る書類の確認(保護者への説明書類、同意書)	・保護者への事前説明を行っていない ・保護者の同意を得ていない	・特定負担額(上乗せ徴収)として不適切な費用がある ・保護者への事前説明が書面等又は電磁的記録により行われていない ・保護者の同意が書面等又は電磁的記録でない ・市の同意を得ていない(私立保育所のみ)	
			(3)	【実費徴収】 特定教育・保育施設の利用において通常必要とされる費用のうち、次に掲げる費用の支払を教育・保育給付認定保護者から受けている。 また、当該支払を受ける場合、金銭の使途及び額並びに金銭の支払を求める理由について教育・保育給付認定保護者へ書面等又は電磁的記録により事前説明をし、同意を得ている。 ※ 同意については、文書によることを要しない。 ア 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 イ 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ウ 食事の提供に要する費用(満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、保護者と同一の世帯に属する者の年収合計が360万円未満に相当する場合や満3歳以上教育・保育給付認定子どもが第3子以降の場合の副食費の提供及び満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供に要する費用は除く。) エ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 オ その他特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	条例第13条第4.6項	・公定価格に算入されている費用(共用の保育材料費など)を徴収していないか ・保護者に書面等又は電磁的記録によって事前説明を行い、同意を得ているか(同意は、文書によることを要しない) ・副食費の徴収について、適切な管理ができる運用となっているか	・実費徴収に係る書類の確認(運営規程(園規則)、重要事項説明書等、同意書) ・市区町村から提供される副食費免除対象者リストや免除対象者が分かる資料と施設で徴収を管理しているリスト等を確認(疑義等がある場合は個別の領収証等を確認)	・保護者への事前説明を行っていない ・保護者の同意を得ていない ・副食費免除対象者から副食費を徴収している	・実費徴収として不適切な費用がある ・保護者への事前説明が書面等又は電磁的記録により行われていない	・副食費徴収に係る管理の方法が適切でない
			(4)	【領収証の発行】 上記(1)～(3)の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払いをした教育・保育給付認定保護者に対し交付している。	条例第13条第5項	・領収証を交付しているか	・領収証の控えを確認 ※集金封筒等に、金額、領収日を記載し、領収印を押印のうえ、年度末に保護者に返却する等の対応も可	・領収証を交付していない		・(集金封筒等で対応している場合)集金封筒等を保護者に返却していない
14	施設型給付費等の額に係る通知等	4ページ	(1)	法定代理受領により給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る給付費の額を通知している。 ※ 私立保育所は対象外	条例第14条第1項 法附則第6条第1項	・施設型給付費の額を通知しているか	・施設型給付費の額に係る通知の確認		・施設型給付費の額を通知していない	
			(2)	法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、提供した教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付している。 ※ 私立保育所は対象外	条例第14条第2項 法附則第6条第1項	・特定教育・保育提供証明書を交付しているか	・特定教育・保育提供証明書を確認		・特定教育・保育提供証明書を交付していない	
15	特定教育・保育の取扱方針	4ページ	次に掲げる施設の区分に応じて定めるものに基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行っている。 (1) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (2) 幼稚園型認定こども園 幼稚園教育要領 また、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえること。 (3) 保育所型認定こども園 保育所保育指針 また、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえること。 (4) 保育所 保育所保育指針	条例第15条	・全体的な計画が作成されているか ・指導計画(年間・月案・週案・日案・ディリープログラム・食育・保健)が作成されているか ・3歳未満児については、クラス全体の計画とは別に個人別の計画を作成する ・3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮する	・計画の有無を確認 (記載内容が保育指針等に沿ったものか確認)	・施設の区分に応じて定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じた教育・保育の提供が不十分でない ・保育・教育の計画のうち指導計画が適切に作成されていない ・保育・教育の計画のうち全体的な計画を作成していない ・3歳未満児について、個別指導計画が作成されていない ・3歳以上児について、個の成長と子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮した指導計画を作成していない	・施設の区分に応じて定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じた教育・保育の提供が不十分である ・保育・教育の計画のうち指導計画が一部作成されていない ・3歳未満児について個別指導計画が作成されていない ・全体的な計画の内容が不十分である ・指導計画の内容が不十分である		

特定教育・保育施設等確認指導 監査基準(保育所・認定こども園)

No.	項目	確認監査資料	指導監査事項	根拠法令	チェックの視点	確認方法	文書指摘	口頭指摘	助言指導
16	特定教育・保育に関する評価等	4ページ	【自己評価】 自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図っている。	条例第16条第1項	・指導計画が活用、評価・改善されているか ・保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めているか ・保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該施設の保育の内容等について、自ら評価を行い、改善を図っているか	・自己評価用チェックリスト等を確認 ・実施対象を確認	・保育士等による保育の内容等の自己評価が行われていない ・施設による自己評価が行われていない	・保育士等による保育の内容等の自己評価が不十分である ・施設による自己評価が不十分である ・施設による自己評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善が図られていない	・自己評価が未実施の職員がいる
			【第三者評価】 定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めている。	条例第16条第2項	・第三者評価を受審しているか(努力義務) ・結果を公表しているか ・評価結果を受けて改善を図っているか	・第三者評価受審状況、結果の公表方法を確認 ・アンケート等(保護者・外部)を実施し、公表、改善等をしているかの確認	・全く評価を受けていない ・第三者評価結果を公表していない ・評価結果を受けて改善を図っていない		
17	相談及び援助	4ページ	常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っている。	条例第17条	・子どもの健康状態や家庭環境等を把握しているか ・保護者の相談に応じ、助言・援助を行っているか	・10子どもの心身の状況等の把握の欄と一緒に確認(健康診断・連絡帳・児童票・健康の記録等を確認) ・聞き取り	・子どもの心身の状況、置かれている環境等を全く把握していない ・保護者の相談、助言・援助を全く行っていない	・子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握が不十分である ・保護者の相談、助言・援助が不十分である	
18	緊急時等の対応	4ページ	現に特定教育・保育の提供を行っているときに、教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じている。	条例第18条	・保育中は、子どもの状況を観察し、何らかの異常が発見された場合、その症状などにより速やかに保護者に連絡するとともに、医療機関への連絡を行う等の適切な対応を行っているか	・保護者、医療機関への連絡方法等を確認	・子どもの健康状態を観察していない ・保護者又は医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じていない	・保護者又は医療機関へ連絡を行う等の必要な措置が不十分である	
19	利用者に関する市への通知(不正受給の防止)	4ページ	特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知している。	条例第19条	・不正な支給に関し、市に通知しているか	・聞き取り		・不正な支給に関し、市に通知していない	
20	運営規程	5ページ	次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めている。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 また、1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。 (5) 教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 利用定員 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(選考方法を含む)。 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	条例第20条	・運営規程(園規則)が整備されているか ・必要な項目が記載されているか ・記載内容と実態は一致しているか	・運営規程(園規則)の確認 ・重要事項説明書の記載内容との一致を確認	・運営規程(園規則)が整備されていない	・運営規程(園規則)の内容に不足している項目がある ・運営規程(園規則)の内容と実態が相違している	・運営規程(園規則)の内容(定めなければならない項目以外)に実態と相違している項目がある ・運営規程(園規則)の内容に軽微な誤りがある
21	勤務体制の確保等	5ページ	教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めている。	条例第21条第1項	・職員配置を適正に行っているか ・資格を要する職種については、資格要件を満たす職員を配置しているか	・就業規則、シフト表の確認 ・公定価格上の必要職員数を満たしているか確認(職員一覧、保育士証等により確認) ・抽出した日時において、必要職員数を満たしているか確認(職員の出退勤の記録と子どもの登降園簿により確認)	・基準に基づいた職員を配置していない ・職員の配置が不足している時間帯があった		
			当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供している。 ※ 教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	条例第21条第2項	・当該施設の職員によって特定教育・保育を提供しているか	・労働者名簿の確認	・当該施設の職員でない者が特定教育・保育の提供をしている		
			職員の資質の向上のために、研修の機会を確保している。	条例第21条第3項	・職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられているか ・職員に対し、資質向上のための研修の機会を確保しているか ・研修報告書を作成しているか	・研修の計画、実施状況を確認	・研修計画が作成されていない ・研修を実施していない	・事故の発生が職員の資質不足と認められる ・研修の機会が十分でない	・報告書を作成していない
22	定員の遵守	5ページ	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていない。 ※ 年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	条例第22条	・定員を遵守しているか	・利用定員を超えていないか確認		・定員を遵守していない	
23	重要事項の掲示	5ページ	施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示している。	条例第23条	・重要事項を掲示しているか	・重要事項の掲示場所・掲示内容の確認 ※重要事項説明書に穴をあけてひもを通し、掲示板につるしている、ファイルに入れて玄関の手に取りやすいところに置いている等も可	・重要事項を掲示していない	・掲示の仕方に工夫が必要な点がある	

特定教育・保育施設等確認指導 監査基準(保育所・認定こども園)

No.	項目	確認監査資料	指導監査事項	根拠法令	チェックの視点	確認方法	文書指摘	口頭指摘	助言指導
24	教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則	5ページ	教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていない。	条例第24条	・子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮しているか ・子どもの人権に十分配慮するとともに文化の違いを尊重する心を育てているか ・子どもの性差や個人差にも配慮しつつ、性別による固定的な意識を植え付けることのないよう配慮しているか ・障がいを理由とする差別をしていないか	・マニュアル等の整備書類や子どもを平等に取り扱う研修・自己評価等の確認及び聞き取り	・子どもに対して差別的な対応をしている事例がある ・障がいを理由とした不当な差別的取扱いをすることにより、子どもの権利利益を侵害している	・子どもの人権への配慮や互いに尊重する心を育てるようしていない ・性差への観念に配慮していない ・障がい児に対する合理的配慮を行っていない	・研修・自己評価等で子どもを平等に取り扱う原則について確認する機会がない
25	虐待等の禁止	5ページ	職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、心身に有害な影響を与える行為をしていない。	条例第25条	・子どもに身体的な苦痛を与え、人格を奪めることがないようにしているか	・聞き取り ・虐待防止のための体制及び措置を確認(研修、自己評価等)	・子どもに身体的な苦痛を与え、人格を奪める行為がある		・人権擁護、虐待防止のための必要な体制を整備していない ・人権擁護、虐待防止のための必要な措置を講じていない
26	秘密保持等	6ページ	(1) 職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていない。	条例第27条第1項	・職員は正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らしていないか	・聞き取り	・職員による子ども又は家族の重要な秘密の漏洩がある		
			(2) 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じている。	条例第27条第2項	・職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じているか ・業務上知り得た情報の取扱いに不適切な点はないか ・個人情報の守秘義務について、職員への周知は行っているか	・秘密保持の体制を確認(法人内の規定の有無、研修実施状況、自己評価等)	・職員(退職者を含む)に対して業務上知り得た子ども又は家族の秘密を洩らさないよう措置を講じていない ・個人情報の取扱いに不適切な点(情報が第三者の目に触れる状況にある等)がある	・秘密保持のための必要な体制を整備していない	
			(3) 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ書面等又は電磁的記録により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ている。 ※ 要録(幼保連携型認定こども園園児指導要録、幼稚園幼児指導要録、保育所児童保育要録)について、法令等に基づく第三者提供(小学校への送付等)に限って、本人(保護者)の同意は不要。	条例第27条第3項 個人情報保護に関する法律第27条第1項第1号他	・情報提供を行う際に、あらかじめ書面等又は電磁的記録により保護者の同意を得ているか	・個人情報使用同意書の確認	・情報提供を行う際に保護者の同意を得ていない	・情報提供を行う際に保護者の同意をあらかじめ書面等又は電磁的記録で得ていない	
27	情報の提供等	6ページ	(1) 特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めている。	条例第28条第1項	・教育・保育施設の選択のため、教育・保育の内容の情報提供をしているか	・施設案内(チラシ配布及び掲示、ホームページ等)の確認	・教育・保育内容の情報提供をしていない		
			(2) 特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていない。	条例第28条第2項	・広告内容が虚偽又は誇大なものとしていないか	・施設案内(チラシ配布及び掲示、ホームページ等)の確認	・広告内容が虚偽である	・広告内容が誇大である	
28	利益供与等の禁止	6ページ	(1) 小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、他の保育事業者等に金品その他の財産上の利益を供与していない。	条例第29条第1項	・他の施設・職員に対し、紹介料等の名目で金品を供与していないか	・聞き取り	・他の施設・職員に対し、金品を供与している		
			(2) 小学校就学前子ども又はその家族を他の保育事業者等に紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していない。	条例第29条第2項	・他の施設・職員から、紹介料等の名目で金品を收受していないか	・聞き取り	・他の施設・職員から金品を收受している		
29	苦情解決	6ページ	(1) 提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又はその教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じている。 ※ 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所においては、第三者委員も設置していること。	条例第30条第1項 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について	・苦情解決の仕組みへの取組みが行われているか ・苦情解決のための要綱が整備されているか ・苦情受付窓口、苦情解決責任者、第三者委員が設置されているか ・第三者委員は適任者か ・苦情解決体制を保護者に周知しているか(お知らせを配布する、ポスターを掲示する等) ※第三者委員の例示 評議員、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士等	・苦情解決体制、要綱、第三者委員、周知文書又は電磁的記録の有無などを確認	・苦情解決に対する取組が全く行われていない ・第三者委員を選任していない	・苦情解決体制に関する要綱を整備していない ・第三者委員に公平・中立な立場の人が選任されていない ・第三者委員が直接苦情を受け付ける体制となっていない ・第三者委員の連絡先を周知していない ・苦情解決体制を、保護者に周知していない	
			(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録している。	条例第30条第2項	・苦情内容を記録しているか	・苦情内容の記録を確認		・苦情の内容を記録していない	・苦情内容の記録が不十分である
			(3) 提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に關して市が実施する事業に協力するよう努めている。	条例第30条第3項	・苦情に関して市に協力しているか	・聞き取り	・苦情に関して市に全く協力していない	・苦情に関して市への協力が不十分である	
			(4) 提供した特定教育・保育に關し、法第14条第1項の規定により市が行う検査等に応じ、教育・保育給付認定子ども等からの苦情に關して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っている。	条例第30条第4項	・市が行う指導・監査に協力し、必要な改善を図っているか	・聞き取り	・市が行う指導・監査に全く協力していない ・市の指導・助言に従って改善を行っていない	・市が行う指導・監査への協力が不十分である ・市の指導・助言に従って行う改善が不十分である	
			(5) 市からの求めがあった場合には、上記(4)の改善の内容を市に報告している。	条例第30条第5項	・改善の内容を市に報告しているか	・聞き取り	・改善の内容を市に報告していない	・改善の内容の報告が不十分である	

特定教育・保育施設等確認指導 監査基準(保育所・認定こども園)

No.	項目	確認監査資料	指導監査事項	根拠法令	チェックの視点	確認方法	文書指摘	口頭指摘	助言指導	
30	地域との連携等	6ページ	運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めている。	条例第31条	・地域住民等との連携及び協力を行う等の地域との交流を行っているか	・聞き取り			・地域との交流の取組みが不十分である	
31	事故発生の防止及び発生時の対応	7ページ	事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じている。 ア 事故が発生した場合の対応、下記のイに規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ウ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	条例第32条第1項	・事故発生防止のための指針(事故防止・対応マニュアル等)を整備しているか ・事故が発生した場合等に改善策を周知徹底する体制が整備されているか ・事故発生防止のための委員会、研修を定期的に行っているか ・事故の再発を防止するために、事故事例・ヒヤリハット事例に対して防止策を会議等で検討し、防止策を講じているか ・乳幼児突然死症候群の防止に配慮しているか ・特に0、1歳児について、仰向けに寝かせる、睡眠中の子どもの顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察しているか ・呼吸チェックの間隔は10分以内となっているか	・マニュアル、ヒヤリハットの確認 ・事故防止のための委員会・研修の開催状況を確認 ・乳幼児突然死症候群防止のためのチェックリストの確認 ・上記リストのチェック間隔(5～10分程度)、チェック方法は適正か(うつぶせ寝をさせていないか等)確認 ・部屋の明るさを確認(顔色がわかる明るさ)	・事故発生防止のための指針を整備していない ・事故が発生した場合等に改善策を周知徹底していない ・事故発生防止のための委員会を設置していない ・事故発生防止のための研修を全く実施していない ・うつぶせ寝など睡眠時の対応に留意すべき点がある ・乳幼児の睡眠中に顔色・呼吸などの健康状態を観察していないクラスがある ・乳幼児の睡眠中に顔色・呼吸などの健康状態の観察に一部不適切な面がある	・事故発生防止のための指針の整備が不十分である ・事故が発生した場合等の改善策の周知徹底が不十分である ・事故発生防止のための委員会を開催していない ・事故発生防止のための研修の実施が不十分である ・乳幼児の睡眠中に顔色・呼吸などの健康状態を観察していないクラスがある ・乳幼児の睡眠中に顔色・呼吸などの健康状態の観察に一部不適切な面がある	・ヒヤリハット事例の検証ができていない	
			教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じている。	条例第32条第2項	・事故やけが等をしたときは速やかに医療機関に連れて行くなど適切な対応をしているか ・保護者への連絡を迅速に行っているか ・事故報告を市に対して行っているか	・1か月以上の治療を要する事故の場合、市に報告しているか確認	・保護者への連絡を行っていない ・速やかに医療機関へ連れて行く等の対応を行っていない ・報告の対象となる重大事故について、市に報告していない	・保護者への連絡を一部行っていない ・事故やけが等をした時の対応に不適切な面が見られる		
			上記(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録している。	条例第32条第3項	・事故が起きた時の具体的な状況、施設側や医療機関の対応、経過、家族・関係機関への連絡、防止策を記録しているか ・死亡、治療に要する期間が30日以上(事故の他)アレルギー性ショック等の重大な事故は報告書を作成しているか	・事故報告書の確認		・事故の記録が作成されていない	・事故の記録の内容が不十分である	
			教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っている。	条例第32条第4項	・損害賠償を速やかに行っているか	・損害賠償の状況を確認	・損害賠償を速やかに行っていない			
32	会計の区分	7ページ	特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分している。	条例第33条	・施設会計と法人会計等を区分しているか ・私的利用と認められる支出はないか	・予算書・決算書、総勘定元帳、領収書等の確認	・施設会計と他の会計が区分されていない ・私的利用と認められる支出があった	・施設会計と他の会計が一部区分されていない ・領収書の保管が適切でない		
33	記録の整備	7ページ	(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備している。	条例第34条第1項	・施設運営に必要な記録は整備されているか	・記録の有無を確認	・職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない			
			教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存している。 ア「12 教育・保育の提供の記録」に関し、提供した特定教育・保育に係る記録 イ「15 特定教育・保育の取扱方針」に関し、その取扱方針に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 ウ「19 利用者に関する市への通知(不正受給の防止)」に関し、市への通知に係る記録 エ「29 苦情解決」に関し、苦情の内容等の記録 オ「31 事故発生の防止及び発生時の対応」に関し、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	条例第34条第2項	・子どもに関する記録が整備されているか ・5年間保存されているか	・記録の有無を確認	・記録が全く整備されていない又は重要な記録が整備されていないために運営確認に支障が生じている、あるいは生じる恐れがある	・運営に必要な記録が一部整備されていない ・運営に必要な記録が5年間保存されていない		